

## 南砺市農業委員会第 32 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5 年 2 月 3 日
- 2.開会時刻 令和 5 年 3 月 2 日 午後 2 時 54 分
- 3.閉会時刻 令和 5 年 3 月 2 日 午後 4 時 33 分
- 4.場 所 福野体育館 会議室
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 18 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	欠	18	織田 直信	欠
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 議案第 153 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 154 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 155 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
議案第 156 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

#### 第 3 協議第 23 号 農地の賃借料情報について

協議第 24 号 令和 5 年度南砺市農作業標準料金について

協議第 25 号 南砺市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について

第 4 報告第 64 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

## 9.会議の概要

事務局長 予定時刻より早いですが、本日まで出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

先日から寒の戻りということで、寒い日が続いております。先日の視察研修にご参加いただきました方におかれましてはおつかれさまでした。生憎私は議会の関係で行けなかったのですが、研修内容は非常に良かったと聞いておりますので、またいろいろと話を聞かせていただければと思っていますところです。市の方でも 2 月 24 日に令和 5 年度の予算の発表がありました。今回農政の方は新聞にはそれほど出ておりませんでしたけど、農業の方については就農関係、特に担い手のほうを強化するような、集落営農を支援するような取り組みというのはいくつか新たな事業として取り組んでいきたいと考えております。それ以外にも野菜等園芸作物、指定作物ではございますけども新たに面積を拡大される方に対して市の単独事業ではありますが支援していきたいと思っていますところです。細かいことはこのあと市の広報等に出てくると思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 18 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 寒の戻りで寒い天気の日になりましたが、皆様お集まりい

ただきましてどうもありがとうございます。先般行いました視察研修にもご参加いただきましてありがとうございます。今日は、3・4・5条の附議議案がありますが、そのほかに先般小委員会を開きまして、標準賃借料、標準農作業料金というものを皆様方にご協議いただいたわけでございます。それを今日は委員会に提出をしまして、皆様方のご承認を得たいというようなことになっておりますので、またよろしく願いいたします。

議長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

議長 本日の署名委員は9番委員、10番委員の2名の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第153号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第153号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回8件の申請がありました。

面積は 田 25,526 畑 418 m<sup>2</sup> 計 25,944 m<sup>2</sup>です。

受付番号1番です。

10/4の総会で空き家に付随した農地として承認いただいたところですが、譲受人である〇〇〇〇〇さんですが、住所は市内になっていますが、もともと県外の方でH30年に転入して今の場所で仮住まいをしておられましたが、そちらは返却して申請地を空き家とセットで購入し、野菜作りをしたいということで今回の申請となりました。

受付番号2番です。

2/2の総会で空き家に付随した農地として承認いただいたところですが、譲受人である〇〇〇さんは、現在アパートにお住まいですが、申請地を空き家とセットで購入し、野菜作りをしたいということで今回の申請となりました。

受付番号3番と4番です。

譲渡人は同じ方でどちらも12/5の総会で空き家に付随した農地として承認申請があったところですが、今回3番の申請にあがっている農地のみ承認いただき、今回4番の申請にあがっている農地は不承認となったところですが、そのため、3番は農地付き空き家の案件として、4番は通常の3条申請の

案件としてあがっております。3番の譲受人である〇〇〇〇〇さんは、表具師をしておられまして、既に住宅を利用しておられるのですが、農地で野菜作りもしたいということで今回空き家とセットで農地も購入したいということで申請されたものです。また、4番の譲受人である〇〇〇〇〇さんは農業経営の規模拡大をしたいということで申請をされたものです。

受付番号5番と6番です。

農地の交換ということで、5番の申請人〇〇〇〇〇さんが6番の譲受人になり、5番の譲受人〇〇〇〇〇さんが6番の譲渡人になります。それぞれ交換することにより耕作しやすくなるということで今回の申請となりました。

受付番号7番です。

譲渡人である〇〇〇〇〇さんは相続により申請地を取得されましたが、ずっと市外におり今回の譲受人である農事組合法人〇〇〇〇〇さんに耕作を委託していました。今後耕作できる見込みもないため耕作者である法人に譲り渡すことにしたものです。

受付番号8番です。

譲渡人の方は相続により取得した3人の共有名義となっておりますが、市外におられて耕管理できないため、地元の親戚に譲り渡すものです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第153号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた  
します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 154 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請  
について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 154 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 2 件の申請があり、すべて田で 286 m<sup>2</sup> です。

農家住宅敷地拡張	1 件	田	3 筆	192 m <sup>2</sup>
住宅敷地拡張	1 件	田	5 筆	94 m <sup>2</sup>
計	2 件		8 筆	286 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

R4. 10 月除外受付の案件です。昨年 6 月中旬にお父さんが亡  
くなられて、土地・建物の相続登記を行うために専門家に依  
頼したところ、受託の敷地の一部が無断転用になっているこ  
とが判明したそうです。大工をしていたお父さんが S53 年に  
住宅を建築し、その際に蔵を現在の場所に移し替えしたので  
すが、所定の手続きを行っていないまま利用していたとのこ  
とです。今回、住宅敷地内に分家住宅を建てる計画があるた  
め、是正申請をされたものです。

農地区分が 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しまし  
た。

受付番号 2 番です。

3 条の 5.6 番の関係で調査したところ、住宅の無断転用が分  
かったものです。S49 年 11 月に北側に納屋、S54 年 11 月に東  
側に車庫を新築しました。その後、宅地の除草をするに当た  
って除草剤を使用するようになったところ、宅地の納屋が崩  
れ、泥が隣接する農地に流れこむようになりました。長期間  
このような状態が続くと宅地や農地だけでなく、新築した納  
屋にも悪影響を与える可能性があるため、宅地北側と西側に  
コンクリート擁壁を設置しました。特に宅地北側部分の路肩  
の崩れがひどく、かなりの量の泥が流れ込んでいたため、そ  
の部分の耕作の継続が難しく盛土して造成をしました。その  
他形がいびつであったものを使いやすいように移転したり埋  
めたりして現在の形にしてしまったということです。

農地区分が1種農地、許可基準は既存地拡張と判断しました。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第154号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第155号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第155号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回3件の申請があり、田 2,533 m<sup>2</sup> 畑で 1,492 m<sup>2</sup> 計 4,025 m<sup>2</sup>です。

車庫敷地	1件	田	1筆	56 m <sup>2</sup>
資機材置場 (一時転用)	1件	田	2筆	2,477 m <sup>2</sup>
社務所及び倉庫敷地	1件	畑	2筆	1,492 m <sup>2</sup>
計	3件		5筆	4,025 m <sup>2</sup>

受付番号1番です。

R4.10月除外の案件です。譲受人〇〇〇〇さんは現在県外で生活していますが、結婚することが決まりこちらに戻り新居を構えることになりました。本家敷地内に住宅を建築する予定ですが、駐車スペースの確保が難しいため、道路向かいにある敷地を車庫として利用するために申請するものです。こちらの場所は、実は既に農地ではなく、昨年6月に亡くなら

れたお父さんが車庫として利用していたところですが、その場所は、農業用施設として届出をして建築した場所なのですが、体力面から H25 に自作をやめた後は車庫として利用していました。こちらを車庫として利用するためには、新たに転用申請をして許可を得る必要があるため、今回車庫敷地として改めて申請されたものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号 2 番です。

東海北陸自動車 4 車線化事業における袴腰トンネル工事における資材置場として利用するために一時転用申請するものです。工事期間は R5. 4. 1～R11. 3. 31 までの 6 年です。前回、別の場所で申請があったときは、農用地区域内での申請だったため、最長 3 年の申請しかできませんでしたが、今回の申請地は農用地区域外のため必要期間ということで 6 年の申請が出ています。

農地区分は 2 種農地、許可基準は代替可能性なしと判断しております。

受付番号 3 番です。

譲受人〇〇〇〇〇〇さんは、新たに倉庫が欲しいということで転用申請しようと調査したところ、既存の社務所が 50 年以上前より農地法の許可を得ず宅地化していたことが判明したため、今回社務所の是正申請と倉庫敷地の転用申請をするものです。倉庫は神社の落ち葉が多量に出るので軽四トラックと除雪用の機械を一階に入れて、2 階には祭礼行事に使用するイス・テーブルや祭礼の旗を入れる倉庫にしたいとのこと。

農地区分は 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 155 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 156 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 156 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 2 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、151 件・479 筆の申請がありました。面積は、田 702, 052. 1 m<sup>2</sup>、畑 49, 553 m<sup>2</sup>で計 751, 605. 1 m<sup>2</sup> です。

1～3 番は〇〇〇〇さんに集約するものです。

7 番は隣接地を既に預けている〇〇〇〇さんに預けるものとなっています。

8 番は以前空き家に付随した農地として承認を得られなかった大きな田んぼ 2 筆でありまして、今回地元の方に耕作してもらったことになったということです。

10～11 番は地元の法人〇〇〇〇〇〇〇〇さんにほぼ全部預けるものだそうです。

15～17 番は山の中の農地でありまして、受け手がなかなかいないということで、0 円設定となっております。

26～27 番は〇地域ということで 0 円設定となっております。

28～29 番は同じ担い手さんに集約するものです。

30～31 番は仲間田になっているので、一緒に 28. 29 番の担い手に設定するものです。

32～33 番は隣り合っている農地ということで、こちらも同時に設定されるものです。

39～41 番は 3 人ともほとんどの農地を今回新たに預けられるということで、実質離農されるものと思われま。

42 番は、担い手を変えられると聞いています。

47 番は〇〇〇〇さんが請けておられたところなのですが、耕作できなくなったということで、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇さんに変えるということだそうです。



48 番は個人から法人に切り替えるものということです。

49 番はほとんどすべての農地を有限会社〇〇〇〇〇さんに預けるということで離農になると聞いています

55～56 番は47 番と同じ状況で切り替えられるということです。

58 番は最後の筆を設定されるということで、これで完全に離農ということになるかと思います。

68 番はほとんどの筆を今回預けるということで、実質離農と聞いています。

73 番はほかに既に預けていて、これで全筆預けることになるということです。

81～82 番はそれぞれ連なっている農地を地元の担い手に預けると聞いています。

129 番以降は農地中間管理機構を通して担い手に配分する案件です。

129 番は仲間田の関係で0 円設定となっています。

142～143 番は仲間田になっており、全体合わせても三角形の作りにくい形のため0 円設定となっています。

流動化率は前回より微増の58.00%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 11 ページの賃借料はどういう意味か。

事務局 議案書は大字が違うため2 件に分かれています。申請としては1 件でありましたので、2 件あわせてこの賃借料ということで聞いています。なので3 a でという表記は不要でしたので訂正をお願いします。

〇〇委員 分かりました。

議長 そのほか何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 156 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 23 号 農地の賃借料情報について、事務局より朗読と説明を求めます。

＝協議第 23 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 平成 21 年の農地法改正により小作料制度がなくなり、それ以降は 1 年間の利用権設定等の情報をもとに最高金額・最低金額・平均金額を情報として公開するようになったものがあります。資料に載せてある調査件数を見ると、毎年 500 件ずつ減ってきていることも見てとれるかと思います。

これは先月 24 日に小委員会を開催して委員の皆さんにもご意見を聞いているところです。承認をいただきましたら広報紙やホームページにて公表する予定です。

議長 何かご意見はございませんか。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第 23 号 農地の賃借料情報について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手により本件は原案どおり承認され、農地の賃借料情報について公表するものいたします。

議長 続きまして次の協議事項へ進みます。

議長 協議第 24 号 令和 5 年度南砺市農作業標準料金について事務局より説明を求めます。

＝協議第 24 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 昨年度、令和 4 年分～令和 6 年分の 3 ヶ年分の適用期間ということで現行のものをご協議いただいたわけですが、昨今の燃料費・資材費が世界情勢を伴って高騰していることを受けまして、県のほうでもおおむね 5% くらいあがっているという算定がされています。それらも受けまして、さらに近隣市町村や県下の状況も参考にしまして、昨年示したものよりおおむね 5% あがった状態になるかなということで、令和 5 年の南砺市農作業標準料金表を 2/22 に 3 つの農協さんに確認いただき、2/24 の小委員会でこの内容をご審議いただきました。こちらの料金表も市の広報紙やホームページで周知する予定です。

議長 この案件も小委員会で協議をしていただいて本日提出させていただいたわけです。何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。  
協議第 24 号 令和 5 年度南砺市農作業標準料金について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして次の協議事項へ進みます。

議長 協議第 25 号 南砺市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について事務局より説明を求めます。

＝協議第 25 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 個人情報という言葉聞いて久しいですが、この運用はすべて自治体が施行していたそうです。昨年ようやく法律ができたということで、今回市内では農業委員会を含めて10件ほどの該当規則があるそうですが、上位の法律ができたので3月いっぱい独自に制定していたこの規則は廃止するという案件です。

議長 何かご意見はございませんか。

〇〇委員 もうちょっとわかりやすく教えてほしい。

事務局 この規則も農業委員会の情報というふうに規定を設けてあったかと思いますが、このようにそれぞれの会や自治体で保護するような決まりで運用されていたものが、国でようやく法制化されたということで、我々も年1回研修を受けなければならぬのですが、ちょっとずつ厳しくなっているのは感じていました。それが令和4年度に国の法律が正式にできて令和5年度から施行されることになったので、それぞれが設けていた規則等を廃止するということです。

〇〇委員 わかりました。

事務局 ほかに何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

協議第25号 南砺市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長

報告第 64 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 64 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 24 件の届出がありました。

面積は田 103,842 m<sup>2</sup> 畑 1,492 m<sup>2</sup> 計 105,334 m<sup>2</sup>です。

受付番号 1 番は、耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号 2～4 番は、中間管理機構通しにして耕作者を変更するために合意解約するものです。

受付番号 5 番は、自作するために合意解約するものです。

受付番号 6～7 番は、耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号 8 番は、今年度でいったん合意解約し、1 年後にまた別の人と設定する予定とのことです。

受付番号 9 番は、3 条申請するために合意解約したものです。

受付番号 10 番は、5 条申請するために合意解約したものです。

受付番号 11～12 番は、耕作者を変更するために合意解約したものです。

受付番号 13～14 番は、3 条申請するために合意解約したものです。

受付番号 15 番は、ほかの筆と一緒に中間管理機構通しにするために合意解約するものです。

受付番号 16 番は、中間管理機構通しにして耕作者を変更するために合意解約するものです。

受付番号 17 番は、中間管理機構通しにするために合意解約するものです。

受付番号 18～19 番は、中間管理機構通しにして耕作者を変更するために合意解約するものです。

受付番号 20～21 番は、ほかの新規契約と合わせるためにいったん合意解約後、再設定するとのことです。

受付番号 22～23 番は、相対契約に変更するために合意解約するものです。

受付番号 24 番は、一部自作しなかったために分割して契約していたが、もう自作できなくなったので、合意解約して改

めて1筆まるまるの契約に変更するものです。

受付番号 25 番は、中間管理機構通しにして耕作者を変更するために合意解約するものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 その他について事務局からお願いします。

事務局

- ・ 下限面積の撤廃について（次回予告）
- ・ 3/13 研修大会出欠回収
- ・ 視察研修精算について 後日郵送
- ・ 視察研修の報告

議長 全体を通じて何かご質問・ご意見等ありますか。

〇〇委員 転用目的の3条申請についてはお断りしてくださいという話があったが、通常でてくる転用申請との境目は分りにくい場合もあると思う。個人でなくて会社だったりした場合の判断基準が見えにくいですが、どうでしょうか。

事務局 今の5反要件の話に関連した質問だと思うのですが、5反要件がなくなったのをいいことに農家のふりをして農地を取得して、数年後には車庫建てようとか工場作ろうとか駐車場作ろうというのは許されないということです。

今回の撤廃は、今まで5反要件の縛りがあるために意欲があっても農地を取得できなくて遊休農地が増えるというのを抑制する意味合いもあると思うのですが、皆さん同様判断に携わるものとしてはやりにくい部分はあると思います。

〇〇委員 あきらかに分かるようなところの判断でいいということですかね。

事務局 3条での転用目的の農地取得を認めないということで、分からない場合は事務局に相談いただければと思います。

〇〇委員 考え方としては、農業したければ誰でも取得できるように

なったということですね。

事務局　　そうですね、いろんな農業がでてきて、5反未満でもいくらでも稼げる農業をする人が増えてきたことから、5反未満でも新規就農したいという要望があれば可能になったということです。

議長　　ほかに何かご質問・ご意見等ありますか。

〇〇委員　　以前に事務局の方ともお話したのですが、〇〇〇地区の農地に約 1,000 m<sup>2</sup>ほどある農地にコンクリートをひいていたので、撤去してもらおうような話をしていた。業者にも話したりして撤去し終わりましたと聞いていたが、最近見ていると撤去しないでその上に50～60 cmほど泥をかぶせてそのままになっている。何度も言っても撤去してくれない。そのコンクリートをひいた業者は、市の業者で当然市の公共事業を受けて、市から仕事をもらってお金をもらっている。そうなると市が間接的に不法投棄にかかわっていることにもなるのではないかと思うが。何度言っても撤去していただけないなら、強制的な手段も考えていただかなければいけないのではないかと思う。1度や2度じゃないので、こういう場合は強制的な手法も必要だと思います。

会長　　その件は、コンクリートを入れているときに私も聞きました。撤去すると言っていますという報告は受けていた。業者がコンクリートを平らにならしたからいいではないかと言われたがそういうものではない。田んぼにコンクリートを入れれば間違いなく違法ですから、産業廃棄物をそこに入れたということになる。自分の農地だから何もしてもいいということにはならない。ただもうひとつ難しいのは、いったん入れたものを、法律で撤去してくださいと言ってもお金がなくなったら誰が撤去するのか。近隣市町村でもお金がないと言って撤去までに10年かかったケースがありました。今回の件は撤去されているものと思っていました。

〇〇委員　　撤去されていなくて、その上にさらに土砂を入れています。

会長　　もう一步踏み込むとなると警察になるのでしょうか。いま

一度事務局にご相談いただいて、今後どうするか決めないといけないですね。事務局はどんな感じですか。

事務局

今の話はなかなか難しいところで、農地に工作物を造ったという話なら農業委員会で対応できますが、今回の件は産業廃棄物になるので、微妙なところになってきます。産業廃棄物の工事が終われば廃掃法にひっかかってくると思いますが、工事中だと言われると何もできない状態になるそうです。

事務局

何回か現場を確認しておりますが、埋められたという痕跡のあるものは、私の目では集積されて搬出されたものと思っております。問題なのは、その手前のほうで地盤改良をされたのか、コンクリートを混ぜたような感じで盤を作られた状況の上に盛土をしていたところを私が行って作業中止を伝えました。たぶん、その時のままの状態になっていると思っております。

そこを今から掘り起こすことが必要なのか、改良ですから、構造物を造るようなイメージではないと思いますが、今後も状況確認をしていく必要があると思っております。

またこちらからも言いますが、農家ではなく盛土をしている業者さんがどう思っているのか、その辺もまた確認していきたいと思っております。

また新しい動きがあればお知らせ下さい。すぐ参りますので、よろしく願いいたします。

会長

何年か前から聞いていますので、農業委員会として適切に対応していきたいと思っております。今後ともご協力よろしく願いいたします。

議長

また他に何かご意見ございませんでしょうか。

(特になし)

議長

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和5年3月27日(月)午後2時から、場所は南砺市役所別館3階大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第32回総会を閉会いたします。



(閉会時刻 午後 4 時 33 分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長